

河内長野市入札等監視委員会の設置について（お知らせ）

公共工事の入札及び契約の適正化を目的とする「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」並びに同指針に基づき、入札及び契約の過程並びに契約内容等について、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映し、公正性・透明性を一層確保するため、下記の第三者機関を設置したのでお知らせします。

また、その審議対象を公共工事に限らず物品購入及び業務委託にまで拡大しました。

記

- 1．名称 河内長野市入札等監視委員会
- 2．目的 本市が発注する建設工事、物品購入及び業務委託の入札並びに契約の過程又は契約の内容について、第三者の観点で適正な運用を監視する。
- 3．内容 契約案件について、一般競争入札の参加資格の設定、指名競争入札の指名、随意契約の理由及び落札者決定の経緯等を審議し、改善点があれば市長に意見の具申又は勧告を行う。
- 4．その他 委員 3名（弁護士、大学教授、警察OB）
会議 原則年2回（非公開）
審議の公表 概要を市ホームページに掲載